松本市地域経済循環創造事業交付金申請事業募集要項

（令和８年１０月）

１　目的

本要項は総務省所管の地域経済循環創造事業交付金（ローカル 10,000 プロジェクト（以下「交付金」という。）を活用し、松本市（以下「本市」という。）から国へ交付申請を行う事業（以下「申請事業」という。）を選定するに当たり、必要な事項を定めるものである。

なお、交付金の交付は、本市の予算及び国の審査を経た採択・交付決定を前提とし、これらが得られない場合には、本市から補助金を交付しないことがある。

２　事業の概要

⑴　事業名

松本市地域経済循環創造事業補助金

⑵　制度の趣旨

松本市地域経済循環創造事業補助金交付要綱（以下「本市要綱」という。）に基づき、地域の金融機関等との連携を通じて、地域の人材・資源・資金を活用した地域密着型の新規事業の立ち上げを支援し、地域での経済循環の創造を図ることを目的とする。

⑶　対象事業

ア　地域の金融機関等との連携を通じて、地域の資源と資金を活用した地域密着型の事業であること。

イ　事業の実施により、本市の負担により直接解決・支援すべき公共的な地域課題への対応の代替となること。

ウ　他の同様の公共的な地域課題を抱える地方公共団体に対する高い新規性・モデル性があること。

エ　補助対象経費に係る地域金融機関等からの融資額（以下「融資額」という。）の総額が、補助金額と同額以上であり、かつ当該融資が無担保（補助金事業により取得する財産に抵当権その他の担保権を設定する場合を除く。）の融資であること。なお、経営者が連帯保証人（経営者保証）となっていない融資であること。

オ　松本市総合計画基本構想２０３０・第１２次基本計画その他の本市計画に対応し、地域課題の解決及び地域への波及効果が見込まれる事業であること。

⑷　補助対象経費

補助金の交付の対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）は、交付金交付要綱に基づき、交付決定の日から実績報告をした日までに要した次の表に掲げる経費とする。

経費の区分	説明
施設整備費	事業の遂行に必要な建物、建物付属設備および構築物に係る設計、工事監理、建築工事、修繕および購入に係る経費。ただし、用地取得費は除く。
機械装置費	事業の遂行に必要な機械装置に係る設計、工事監理、修繕、購入およびリース・レンタルに係る経費 （事業の遂行に必要な著作権等の無形資産の取得等に要する経費を含む）
備品費	事業の遂行に必要な備品の購入およびリース・レンタルに係る経費
調査研究費	事業の遂行に必要なものとして、交付金事業者と連携する地域の大学が行う調査研究に係る経費。ただし、交付金事業者が直接行う調査研究に係る経費は除く。

⑸　補助金額

補助金の額は、補助対象経費から融資額及び事業者等の自己資金等の合計額を差し引いた額とし、算出された額に 1,000 円未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てるものとする。なお、補助金の上限額は次のとおりとする。

融資倍率（融資額／公費）	助成額（上限）
４倍以上（２億２，０００万円以上）	５，５００万円
３倍以上４倍未満（１億５，０００万円以上）	５，０００万円
２倍以上３倍未満（８，０００万円以上）	４，０００万円
１倍以上２倍未満（３，０００万円以上）	３，０００万円

※融資額が３，０００万円未満の場合、その同額が助成上限額となります。

⑹　融資に係る条件

補助金額と同額以上の無担保融資※（経営者保証なし）であること

※地域金融機関の融資の他に、地域活性化のためのファンドによる出資を受ける事業も対象

３　参加資格

申請事業の選定に参加する事業者等は、次の要件をすべて満たすこと。

⑴　法人格を有し、市内に店舗、工場、事業所、事務所等を有し、又は設けようとする者であること。

⑵　市税の滞納がないこと。

⑶　法人の構成員が、松本市暴力団排除条例（平成２４年条例第３号）第２条第２号に規定する暴力団員及び同条例第６条第１項に規定する暴力団関係者でないこと。

４　事業要件

申請事業の選定対象となる事業は、次の要件をすべて満たすものとする。

⑴　補助金事業の実施場所が本市内であること。

⑵　国及び都道府県等が実施する他の補助金等の交付を受けていないこと又は受ける見込みがないこと。

⑶　本市が実施する同種の補助金等の交付を受けていないこと又は受ける見込みがないこと。

５　参加方法

申請事業の選定に参加しようとする事業者等は、次に掲げる提出書類を提出期間内に提出すること。

⑴　提出書類

ア　松本市地域経済循環創造事業補助金計画協議書（様式第１号。以下「計画協議書」という。）

イ　国が定める地域経済循環創造事業交付金実施計画書（以下「実施計画書」という。）別記様式第１号－１及び別記様式第１号－２。

ウ　実施計画書Ⅰ収支計画書の具体的な積算根拠が分かる資料（見積書）

エ　工程表その他の事業完了までのスケジュールが分かる資料

オ　納税証明書（本市内に事業所等を有する場合は除く。）

カ　その他市長が必要と認める書類

（ア）事業概要ポンチ絵（総務省指定様式）

（イ）企画提案書（提出書類全体で３０ページ以内（表紙は付すこと。表紙及び見積書はページ数に含めない）を目安とする。）

※以下の書類は必要に応じてご提出ください。

・事業実施期間が２年の場合：交付金申請調書（別記様式第１号　別紙１）

・事前着手を行う場合：交付決定前着手届出書（別記様式第２号）

⑵　提出部数

正本１部、副本５部、提出書類のＰＤＦデータを提出すること。

⑶　提出方法

下記提出期間内に、問い合わせ先（提出先）に持参又は郵送により提出すること。ＰＤＦデータは電子メールにより提出すること。

⑷　提出期間

令和８年１１月２０日(金)午前９時から令和８年１２月４日(金)午後５時まで

6　提出書類の作成に関すること

⑴　様式の入手方法

所定の様式は本市のホームページに掲載する。

⑵　提出書類の書式等

ア　Ａ４サイズ両面印刷（縦・横は自由）を基本とし、両面印刷を前提とした体裁とする。

イ　使用言語、通貨及び単位は日本語、日本円及び日本の単位とする。

ウ　ページ番号を付すこと（表紙を付すこと）。

⑶　留意事項

ア　提出書類は本事業の選定以外の目的には使用しない。

イ　提出に係る費用は申請者の負担とする。

ウ　提出された書類は返却しない。

7　選定方法

本市は、申請事業の選定のため、松本市地域経済循環創造事業補助金計画協議書審査委員会（以下「委員会」という。）を設置する。審査会は、申請事業の選定への参加があった場合にのみ開催し、その内容は非公開とし、選定事業者の公表は行うものとする。

⑴　審査の方法

ア　一次審査（書類審査）

提出書類に基づき書類審査を行う。

イ　二次審査（プレゼンテーション審査）

一次審査を通過した者は、提出書類に基づき審査会においてプレゼンテーションを行う。プレゼンテーションの実施方法、時間及び場所等は、一次審査結果の通知時に別途案内する。

⑵　審査項目及び配点

審査は次の基準により採点を行い、総合的に評価する（配点 100 点）。

No	審査項目	配点	評価基準（例）
1	地域資源の活用	10	地域の資源(産品、人材、施設等)の活用が事業構成に組み込まれているか。
2	事業の実現性	10	事業内容及び事業戦略は具体的かつ確実性があるか。
3	雇用計画	10	地域人材の雇用及び育成の計画に具体性はあるか
4	公共的な地域課題の解決	10	公共的な地域課題の解決につながり、地域への波及効果が見込めるか

5	本市が重視する地域課題	5	「2⑶」に掲げる本市が重視する地域課題の解決に資するか。
6	新規性	10	新規事業としての独自性があるか(既存事業の単なる拡大にとどまらないか)。
7	モデル性	10	同様の課題を抱える他地域のモデルとなり得るか。
8	リスク回避策	10	想定されるリスクを認識し、回避策が整理されているか。
9	地域金融機関との連携	10	地域金融機関等との調整状況及び収支計画の妥当性があるか。
10	事業の継続性・自立性	15	補助事業完了後も自立して事業継続できる見通しがあるか。

⑶ 選定

審査会の審査結果を踏まえ、市が申請事業を選定する。

⑷ 選定結果

選定結果は、参加者に通知する。

8 スケジュール

選定に係る標準的なスケジュールは次のとおりとする。

No	日時	内容
1	１１月２０日(金) ～１２月　４日(金)	提出書類一式　申請期間
2	１２月２５日(金)	一次審査(書類)、二次審査(プレゼンテーション)
3	翌１月	審査結果通知
4	翌２月～４月	総務省調整(調整に２～３か月要) 事業者による無担保融資手続き
5	４月	国交付申請（市→国）
6	５月	国・市交付決定（総務省調整から交付決定まで２か月要）→事業者事業着手
7	６月以降	実績報告、補助金確定、補助金支払
8	事業開始後	事業完了の翌年度から５年間は収益状況を報告 １０年間は国が行うフォローアップ調査を実施

※今回の締切に間に合わない場合は、十分に準備を整えた上で来年度の募集回に改めてご応募いただけます

９　失格

次のいずれかに該当する場合は、失格とする。

⑴　提出書類に虚偽の記載があった場合

⑵　選定の公平性を害する行為があった場合

⑶　未提出書類があった場合

⑷　事業計画期間が年度を超える事業で、交付金申請調書の提出がない場合

１０　フォローアップについて

事業開始後は地域経済循環創造事業実施計画書に記載した「事業化後のフォロー体制」のとおり、事業報告をしていただき、事業の継続性確保のために助言・フォローを実施します。

また、国の地域経済循環創造事業交付金要綱２２条の規定に基づき、事業完了の翌年度から５年間は国に収益状況を報告いただくとともに、交付決定の翌年度から１０年間は国が行うフォローアップ調査があります。

１１　留意事項

⑴　本要領に定めのない事項については、関係法令、国の地域経済循環創造事業交付要綱、本市の指示に従うこと。

⑵　補助金の交付は、本市の予算の承認及び国の事業採択・交付決定を前提とし、これらが得られない場合は補助金を交付しない。

⑶　必要があるときは、本市の承認を得た上で計画の一部を変更することがある。

⑷　提出にあたり、交付金交付要綱及び総務省ウェブサイト等を参照すること。

問い合わせ先（提出先）
松本市　産業振興部　商工課
〒390-8620　松本市丸の内３－７
電話(直通)：0263-34-3100
メール：shoukou@city.matsumoto.lg.jp